

► 建設業は、**中長期的な担い手の確保**が喫緊の課題

► 若年層の入職・定着のためには、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い状況の改善が不可欠**

建設業 就業者



賃金

建設業※

443万円/年 (▲15.9%)

全産業

527万円/年

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※賃金は「生産労働者」の値

労働時間

1,987時間/年 (+2.5%)

1,939時間/年

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和6年度）

► また、建設工事の請負契約の特性※を背景として、
適正な労務費（＝賃金の原資）が確保できていない

※ 過度な重層下請構造、総価一式の契約慣行、相場が分かりづらい、削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等

発注者

適正な水準が
不明

元請・中間下請

経費増嵩を
労務費で吸収

下請

適正な労務費が確保されず
賃金が十分払えない

適正な労務費



- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化** (第25条の27)
- ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示** (第34条第2項)
- ▶ 適正な労務費等に比べ著しく低い**労務費等**※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止** (第20条第2項、第6項)
- ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の3第2項)
- ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の5第2項)
 - 違反した建設業者は**指導・監督/発注者**※2は**勧告・公表**の対象 (第41条第1項等、第19条の6)

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

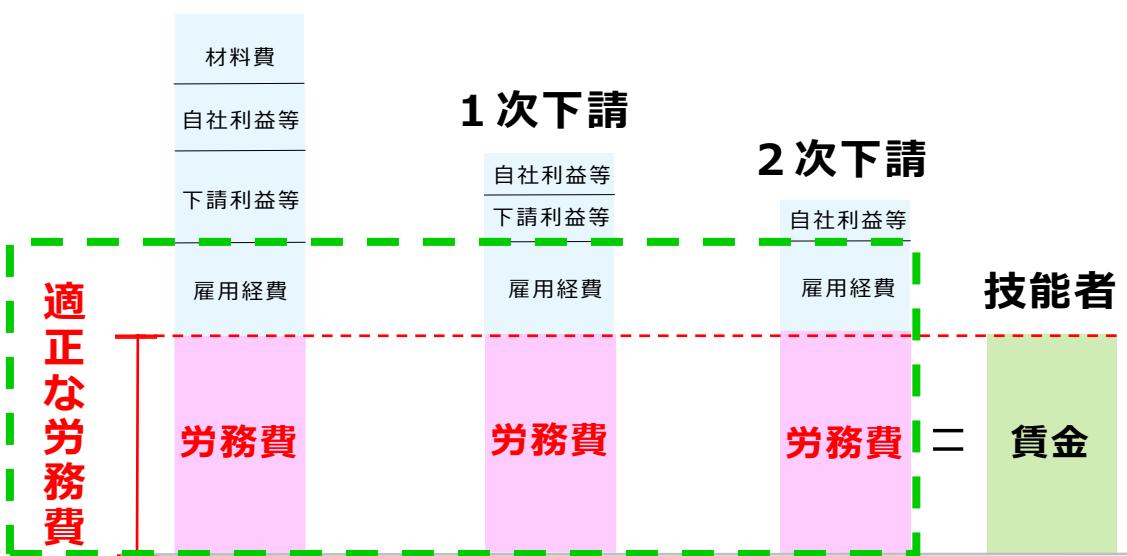
※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

労務費に関する基準 (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)

発注者・元請

全ての契約段階で適正な労務費を確保！

「労務費に関する基準」



工期に関する基準 (令和6年3月27日 中央建設業審議会決定)

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定！

I. 工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請 等

II. 工程別に考慮すべき事項



契約

完成

III. その他考慮すべき事項

・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野 等） 等

▶ 労務費等※を内訳明示した「見積書」が重要

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

注文者

努力義務

- ✓ 「見積書」を考慮

(第20条第4項)

- ✓ 通常必要な額を著しく下回る変更依頼 禁止

(第20条第6項)

禁止

違反した場合

▶発注者

国土交通大臣等から

勧告・公表 (第20条第7項)

受注者

努力義務

- ✓ 「見積書」の作成

(第20条第1項)

- ✓ 通常必要な額を著しく下回る見積り 禁止

(第20条第2項)

禁止

▶建設業者

国土交通大臣等から

指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による

契約締結 禁止

(第19条の3第1項)

禁止

「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による

契約締結 禁止

(第19条の5第1項)

正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による

契約締結 禁止

(第19条の3第2項)

「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による

契約締結 禁止

(第19条の5第2項)

※いずれも改正前から規定あり

違反した場合

▶発注者^{※1}

国土交通大臣等から

勧告・公表 (第19条の6)

▶建設業者（注文者）^{※2}

公正取引委員会からの

措置 (第42条第1項)

▶建設業者^{※3}

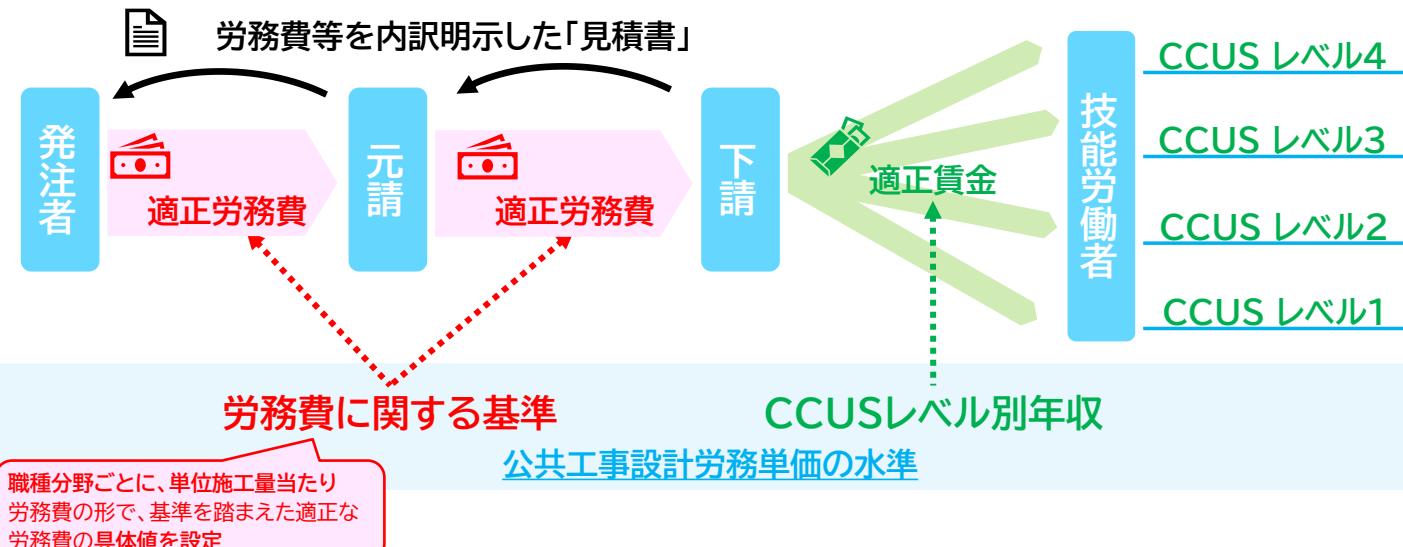
国土交通大臣等から

指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ

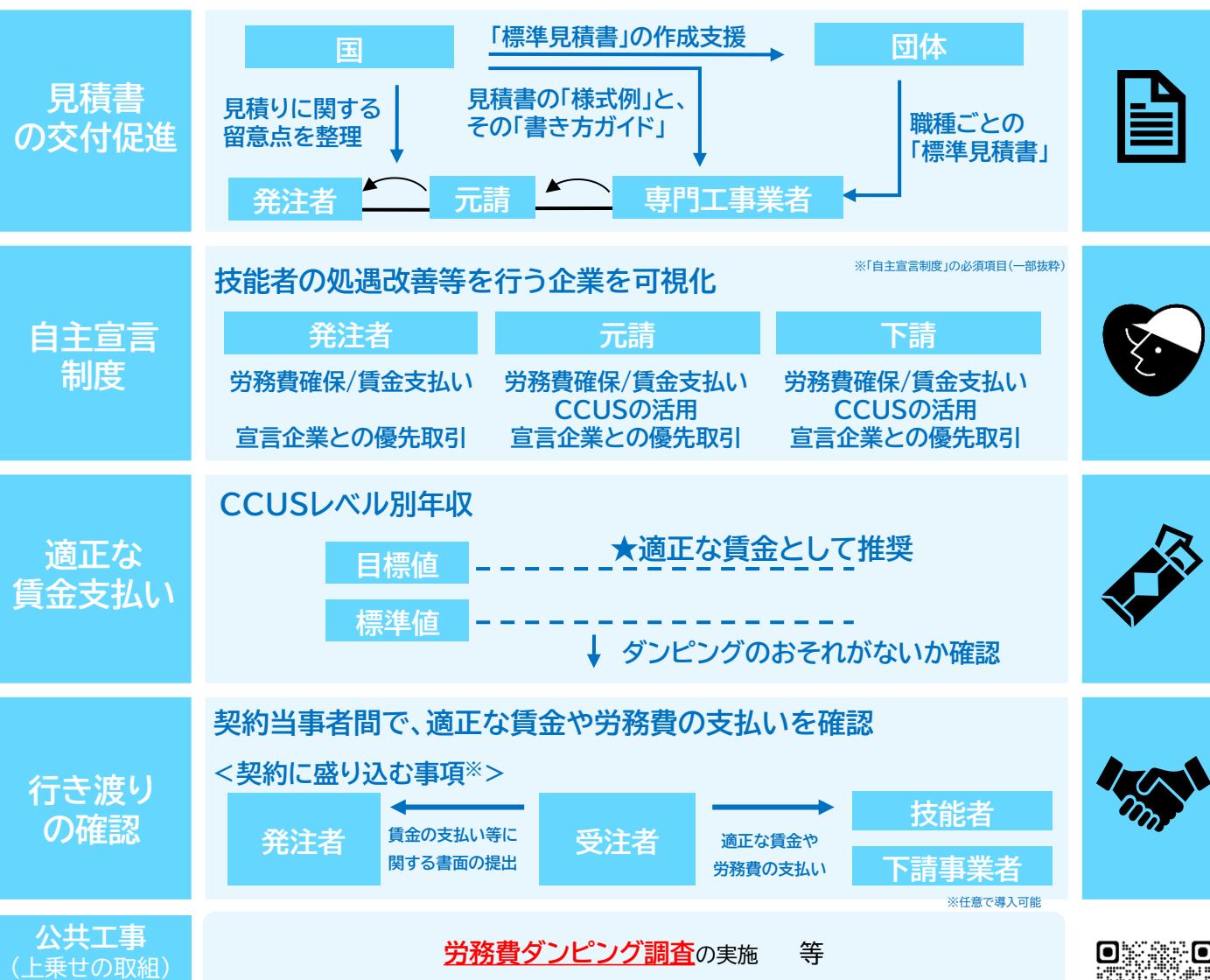
※3 注文者として「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ



- ✓ 技能者の処遇確保を前提とした価格や質で競争
- ✓ 処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする

→ 健全な競争環境を実現

↑ 実効性確保



- ▶ 「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のためには、
 - 賃上げにより**担い手の待遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
 - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**すること
- が不可欠です。
- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結について新たなルールが適用**されることになりました。
- ▶ 建設工事の発注者の皆様におかれでは、**以下のルールを遵守**して取引していくようお願いいたします。

発注に当たっては、



工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください



提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象となる可能性があります**

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金



従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください



- ▶ 技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、表面の取組に加え、以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。

 技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください

 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

 書面での**請負契約締結**を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費の支払い**、技能者へ**適正な賃金の支払い**の確認を推進してください

 **適正な労務費(賃金の原資)確保**に併せて、
適正な工期を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています



- ▶ 「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のためには、
 - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
 - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**することが不可欠です。
- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結について新たなルールが適用**されることになりました。
- ▶ 建設業者の皆様におかれでは、**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

受注に当たっては、



適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません



労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

注文に当たっては、



工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください



提出された見積書に対し、労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

従前に引き続き、



取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金



- ▶ 技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、表面の取組に加え、以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。

 技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください

 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

 書面での**請負契約締結**を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費の支払い**、技能者へ**適正な賃金の支払い**の確認を推進してください

 **適正な労務費(賃金の原資)確保**に併せて、
適正な工期を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています

